

○財務省告示第二百二十六号

インドネシア共和国産カットシート紙に係る関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年六月二十九日

財務大臣 安住 淳

一 不当廉売関税を課することを求めた者（申請者）の名称及び住所

名称	住所
日本製紙株式会社	東京都北区王子一丁目四番一号
日本大昭和板紙株式会社	東京都千代田区神田須田町一丁目三番地
王子製紙株式会社	東京都中央区銀座四丁目七番五号
王子特殊紙株式会社	東京都中央区銀座五丁目十二番八号
大王製紙株式会社	愛媛県四国中央市三島紙屋町二番六十号
北越紀州製紙株式会社	新潟県長岡市西蔵王三丁目五番一号
三菱製紙株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目四番二号
丸住製紙株式会社	愛媛県四国中央市川之江町八二六番地

二 調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

- (一) 品名 カットシート紙
- (二) 銘柄、型式及び特徴 塗布してないシート状の紙（せん孔及び印刷のいずれもしてないものに限る。）のうち、折り畳んでない状態において一辺の長さが四百三十五ミリメートル以下で、その他の辺の長さが二百九十七ミリメートル以下のもので、かつ、重量が一平方メートルにつき四十グラム以上五十グラム以下のもの。商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第四八〇二・五六号及び第四八〇二・六二号に分類される。主として、普通紙複写機（PPC）並びに商業印刷及び一般印刷に使用される。

三 調査に係る貨物の供給者及び供給国

- (一) 供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者等）
- イ PT. Indah Kiat Pulp and Paper Tbk.
  - ロ PT. Kertas Basuki Rachmat Indonesia Tbk.
  - ハ PT. Kertas Lecees (Persero)
  - ニ PT. Lontar Papyrus Pulp and Paper Industry
  - ホ PT. Pabrik Kertas Tjiwi Kimia Tbk.
  - ヘ PT. Parisindo Pratama

ト PT. Pindo Deli Pulp and Paper Mills

チ PT. Riau Andalan Kertas

リ PT. Riau Andalan Pulp and Paper

ヌ PT. Suparma Tbk.

ル PT. Surabaya Agung Industri Pulp and Kertas Tbk.

(二) 供給国 インドネシア共和国

四 調査を開始する年月日 平成二十四年六月二十九日

五 調査の対象となる期間

(一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 平成二十三年一月一日から同年十二月三十一日まで

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

六 調査の対象となる事項の概要

(一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

イ 調査対象貨物の正常価格（輸出国における通常の商取引における価格又はこれに準ずる価格）

- ロ 調査対象貨物の本邦向け輸出価格
  - ハ 調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（ダンピング・マージン）
  - ニ その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項
- (二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

- イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入量
- ロ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響
- ハ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響
- ニ その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項

## 七 申請者の主張の概要

- (一) 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実
- 申請者八社は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦生産者であり、八社の平成二十二年度における国内総生産量に占めるシェアは九十六・〇%である。
- (二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実
- イ 正常価格については、インドネシア共和国における調査対象貨物の国内販売価格を採用し

た。

ロ 本邦向け輸出価格については、本邦の輸入通関価格から海上運賃等を控除して算定した。

なお、調査対象貨物の供給者を直接に支配している第三者により直接に支配されている会社が本邦で小売用に販売している場合の本邦向け輸出価格については、本邦の国内販売価格から本邦における国内物流費、海上運賃等を控除して算定した。

ハ イ及びロにより、インドネシア共和国からの輸入貨物に係る平成二十二年四月から平成二十三年一月までのダンピング・マージン率を算出すると、七・五五％から十五・七八％となる。

(三) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ インドネシア共和国からの不当廉売された調査対象貨物の輸入量は、平成二十年度における二十九万七千七百三十七トンから平成二十三年度における三十九万七千五百十トン（推定値）に増加しており、国内総需要に占める輸入品の割合は、大幅に増加している。

ロ インドネシア共和国からの不当廉売された調査対象貨物の国内販売価格は、同種の国内生産貨物の国内販売価格を恒常的に下回っており、本邦の産業は、製造コストを回収できない水準にまで国内販売価格を引き下げていることを迫られている。また同時に、市場占拠率の低下、販売量及び生産量の減少、稼働率の低下、収益の悪化等が生じている。

八 不当廉売関税に関する政令第十条第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、同令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、同令第十二条第一項の規定による対質の申出、同令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに同令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一) 証拠の提出及び証言についての期限 平成二十四年十月一日

(二) 証拠等の閲覧についての期限 調査終了の日

(三) 対質の申出についての期限 平成二十四年十月二十九日

(四) 意見の表明についての期限 平成二十四年十月二十九日

(五) 情報の提供についての期限 平成二十四年十月二十九日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

九 その他参考となるべき事項

(一) 証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省関税局関税課特殊関税調査室

(二) その他 日本語以外の言語による証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供を行う場合には、日本語の翻訳文を添付するものとする。